

保険薬局部会ニュース

令和4年7月4日
広島県薬剤師会保険薬局部会

保険請求における注意事項

○錠剤を分割した場合の自家製剤加算の算定について

錠剤を分割した場合の自家製剤加算の算定については、今回の報酬改定で錠剤を分割する場合は100分の20に相当する点数を算定することとなっています。

従って、錠剤を分割した場合は、100分の20の4点（7日毎）を算定することになりますが、改定前の20点（7日毎）で算定しレセプト請求している薬局が多いとの指摘が、協会けんぽよりありました。今後、当該レセプトの査定、返戻等の処理を実施することです。

錠剤を分割した場合の自家製剤加算の算定について、請求の際には、再度確認をお願いします。

○緊コAの算定について

保険薬局において、自宅・宿泊療養を行っている者に対して発行された処方箋（備考欄に「CoV 自宅」又は「CoV 宿泊」と記載されているものに限る。）に基づき、調剤を実施する場合において、処方箋を発行した医師の指示により、当該保険薬局の薬剤師が当該患者に緊急に薬剤を配送した上で、当該患者の療養している場所において、当該患者に対して対面による服薬指導その他の必要な薬学的管理指導を実施した場合には、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1（500点）を算定できますが、レセプトの審査において緊コAを1ヶ月に10～40件程度算定している薬局が、見受けられます。緊コAについては、上記に記載の通り、当該患者に対して**対面**による服薬指導が求められております。対面していない場合は、算定はできませんので御留意下さい。

○ファンギゾンシロップの調剤料の請求について

実際の用法により算定することが可能です

- ・内服薬で請求（通常）
添付文書の用法用量に合わせて日数分で算定
- ・外用薬で請求
うがいの指示で処方の場合、外用薬で算定
処方例 ファンギゾンシロップ 24ml
1日3回 うがい